第１章 計画策定にあたって

１ 計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景と趣旨

障がいのある人を取り巻く環境は、障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化、医療的ケアを必要とする人や発達障がいのある人への支援ニーズの多様化などにより、大きく変化しています。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、障害福祉サービスの提供に加え、保健・医療、教育、就労、住まい、移動、権利擁護、防災など、生活に関わるさまざまな分野が連携して支援することが重要となっています。

国においては、障がいのある人の権利及び尊厳を尊重し、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向けた取組が進められています。本市においても、地域のあらゆる市民が役割を持ち、相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めてきました。

障がい福祉制度についても、地域生活への移行、相談支援体制の充実、就労支援、障がい児支援、意思決定支援、差別解消及び合理的配慮の推進など、地域の実情を踏まえた取組が求められています。

生駒市においても、障がいのある人やその家族が抱える生活上の課題は多様化しており、本人の希望や状況に応じた切れ目のない支援が必要となっています。特に、障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、必要な障害福祉サービスを確保するとともに、相談支援の充実、地域の支援機関相互の連携、家族への支援、社会参加及び就労の機会の確保を一体的に進める必要があります。

さらに、災害や感染症の発生など、日常生活を脅かす事態に備え、障がいのある人が取り残されることのない支援体制を整備することも重要です。障がいのある人の意思を尊重し、地域社会の一員として安心して暮らせる環境を整えるためには、行政だけでなく、障害福祉サービス事業者、教育機関、就労関係機関、地域住民、当事者団体などが、それぞれの役割を担いながら連携することが求められます。

これらの状況を踏まえ、「第７期生駒市障がい者福祉計画」が令和８年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進する、新たな「第８期生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

2　障がいのある人に関する法律や制度の動向

（１）国の基本計画

●障害者基本計画（第５次計画 令和５年度～令和９年度）

＜基本理念（抜粋）＞

　共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

＜おわりに～今後に向けて～（抜粋）＞

・災害発生時や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めること

・障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、障害の「社会モデル」等、障害者の人権の確保の上で基本となる考え方や原則への理解促進に継続して取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこと

　などを重要視し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

（２）障害福祉計画及び障害児福祉計画 基本指針について

●基本指針の主なポイント

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③ 福祉施設から一般就労への移行等
④ 障害児支援の提供体制の整備等
⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

（３）障がい福祉政策に係る関連法等の動向（抜粋）

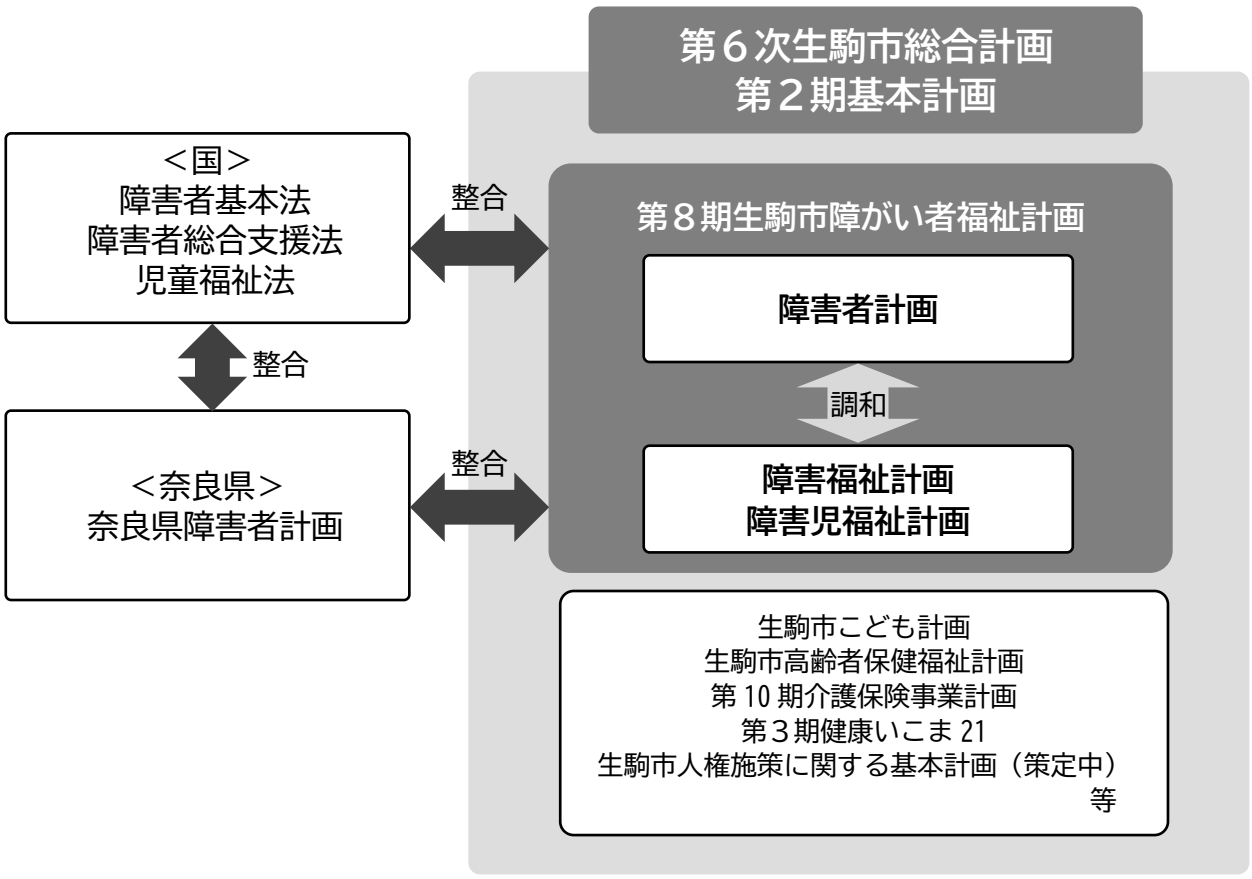
年　月	法　律　名　・　概　要
平成26年	４月施行　「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改訂する法律」 精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における制度の見直し等
平成28年	４月施行　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害を理由とする差別をなくし、すべての人が共に生きる社会を作るため施行 ４月施行　「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改訂する法律」 雇用的分野における障害者に対する差別の禁止と、働きやすくするための合理的配慮の提供が事業主に義務付けられた。 ５月施行　「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 基本理念の策定、体制の整備と推進、人材の確保・育成等 ８月施行　「発達障害者支援法の一部改訂する法律」 定義の見直し、ライフステージに応じた途切れの無い支援体制の構築、教育・労働・福祉の連携等

平成29年	10月施行　「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改訂する法律」 民間賃貸住宅の活用促進や居住支援の強化
平成30年	４月施行　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改訂する法律」 地域生活支援の充実や障害児支援の強化、サービスの質向上に向けた見直し等 ６月施行　「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」
令和２年	４月施行　「生駒市手話言語の普及並びに障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する条例」 手話が言語であることの普及や障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の理解と利用を促進等
令和３年	５月施行　「災害対策基本法等の一部を改正する法律」 個別避難計画の作成等 ９月施行　「医療的ケア児支援法」 医療的ケア児及びその家族の支援に係る施策の実施
令和４年	５月公布・施行 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策の推進
令和６年	４月施行　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改訂する法律」 障害者等の地域生活の支援体制の充実等 ４月施行　「児童福祉法の一部改訂する法律」 児童発達支援センターの障害児支援の中核的役割の明確化等 ４月施行　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」 手話に関する国の施策を総合的に推進
令和７年	６月施行　「手話に関する施策の推進に関する法律」 事業者による合理的配慮の提供の義**務化**
令和８年	４月施行　「高次脳機能障害者支援法」 相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の推等

3　計画の位置づけ

「生駒市障がい者福祉計画」は、障害者基本法第11条第３項に規定する「障害者計画」、障害者総合支援法第88条第１項に規定する「障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20第１項に規定する「障害児福祉計画」の３つの計画を一体的に策定しています。

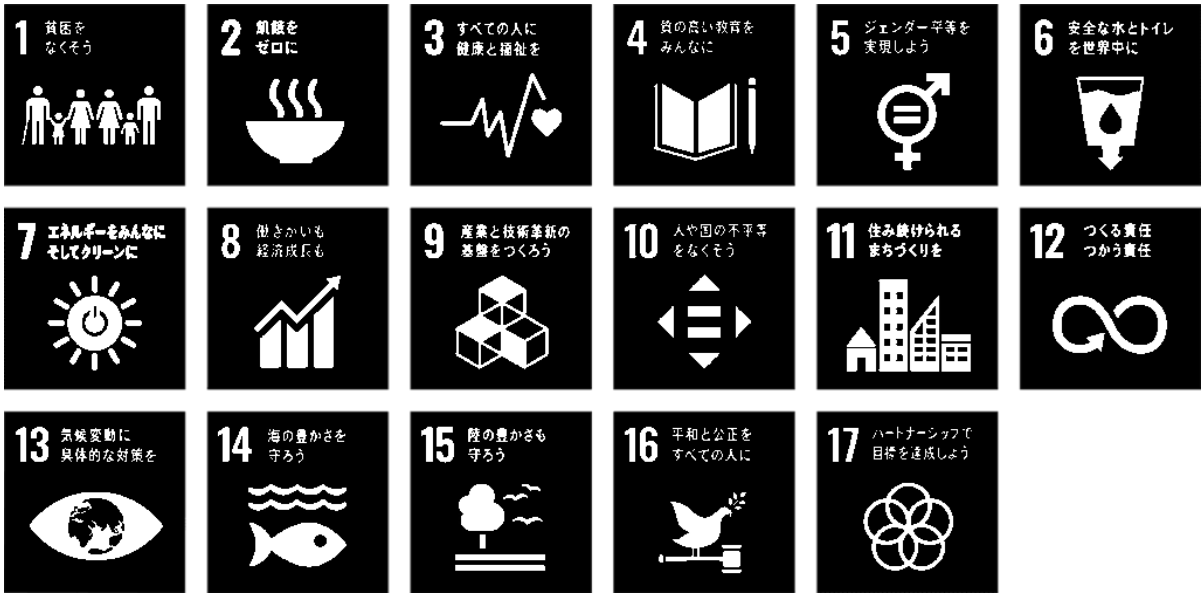
	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第５次）（令和５年度～令和９年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針　（都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	奈良県障害者計画		
生駒市	第８期生駒市障がい者福祉計画		



また、本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っており、全17の目標分野のうち、本計画は、

「目標１　貧困をなくそう」
「目標３　すべての人に健康と福祉を」
「目標４　質の高い教育をみんなに」
「目標５　ジェンダー平等を実現しよう」
「目標８　働きがいも経済成長も」
「目標10　人や国の不平等をなくそう」
「目標11　住み続けられるまちづくりを」
「目標16　平和と公正をすべての人に」
「目標17　パートナーシップで目標を達成しよう」

の９分野に関わる施策内容を含んでいます。

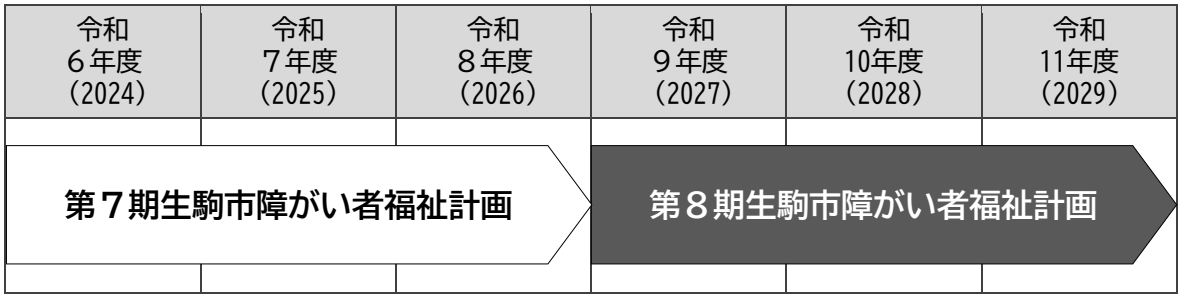


４　計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方、そのご家族や支援者、地域住民の方など、支援の担い手、理解者となりうる全市民を計画の対象とします。

5　計画の期間

障がい者福祉計画は、令和９年度から11年度までの３年間を計画期間とします。



6　計画の策定体制

（１）生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催

生駒市障がい者地域自立支援協議会においては、学識経験を有する者、教育・雇用に関連する職種に従事する者、指定相談支援事業所関係者、障害福祉サービス事業者の代表者、障がい関係団体の代表者、生駒市民生児童委員代表者、生駒市社会福祉協議会代表者を委員とし、計画内容について意見を聴取しました。

（２）アンケートの調査等の実施

障害者手帳をお持ちの方や発達に不安のあるお子さんがいる保護者の方に生活状況、障害福祉サービスの利用状況、課題や要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、市内の障害福祉サービス事業者、生活支援センターや障がい関係団体の障がい福祉施策に対する意見や課題、要望等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

パブリックコメント制度とは、本市が策定する施策等の案をより良いものにするために、市民のみなさんから広く意見を募集し、寄せられた意見を施策に活かせるか検討し、その結果と市の考え方を公表する制度です。本計画では、令和●年●月～令和●年●月にパブリックコメントを実施し、計画策定に反映させています。